

独自基準の概要

条例名	① 指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例 ② 指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例 ③ 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 ④ 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例 ⑤ 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 ⑥ 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	
関係法律名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（旧：障害者自立支援法）	
条例委任された事項	① 指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等 ② 指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等 ③ 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準 ④ 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準 ⑤ 福祉ホームの設備及び運営に関する基準 ⑥ 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	
独自基準の内容	国の基準又は規定（抜粋）	県の基準又は規定（抜粋）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設は，非常災害に対する具体的な計画を立てなければならない。 ・ 非常災害に関する具体的計画及び非常災害時の関係機関への通報連絡体制の従業者（職員）への周知 ・ 非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制の整備 	⇒ 国の基準に追加して非常災害に関する具体的計画の例示 「火災，震災，風水害その他の当該施設（その事業所）の周辺の地域において想定される非常災害に関するもの」 ⇒ 国の基準に追加して非常災害に関する具体的計画の概要の施設内への掲示について規定 ⇒ 国の基準に追加して地域の自主防災組織及び近隣住民との連携協力体制の整備に努める旨を規定
設定理由，目的，想定される効果	非常災害対策については，東日本大震災や新燃岳の噴火等を教訓として，非常災害時において，実効性の高い対策をとることができるよう内容を具体化した。	